

女性等を犯罪等から守るための支援の協力に関する協定書

滋賀県医師会と滋賀県および滋賀県警察（以下「滋賀県女性等を犯罪等から守るネットワーク」という。）は、滋賀県における女性等を犯罪等の被害から守るために必要な支援に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、滋賀県医師会（以下「甲」という。）と滋賀県女性等を犯罪等から守るネットワーク（以下「乙」という。）との相互理解による信頼と協力関係を基本とし、滋賀県における女性等を犯罪等の被害から守るために個々の事案等の医療等の相談等に関する支援を推進することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲および乙は、次に掲げる事項について相互に協力する。

- (1) 甲と乙は、女性等を犯罪等の被害から守るための諸対策の情報共有と連携の強化に協力するものとする。
- (2) 甲は、乙が行う個々の事案等の医療等の相談等に関する支援を行うものとする。
- (3) 乙は、甲が行う医療等の相談等に関する広報・啓発活動への協力をを行うものとする。
- (4) 甲および乙は、女性等を犯罪等の被害から守るための諸対策に必要と認める相互連絡を行うものとする。

（情報提供）

第3条 甲および乙は、相互にこの協定の運用に必要な情報を隨時、提供し共有するものとする。

（連絡体制）

第4条 この協定を効果的に行うため、甲は滋賀県医師会事務局長を、乙は滋賀県総合政策部県民活動生活課安全なまちづくり担当参事および滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課課長補佐を連絡責任者に指定し、相互に連絡を取るものとする。

（秘密の保持）

第5条 甲および乙は、この協定を通じて知り得た個人に関する情報を第三者に漏らしてはならない。

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第7条 本協定は、平成26年4月1日をもって効力を生ずるものとする。

（協定の解約）

第8条 甲または乙のいずれか一方が、本協定の解約を申し出る場合は、1ヶ月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定の解約ができるものとする。

以上、この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名のうえ、各1通を保有する。

平成26年3月13日

甲 滋賀県医師会会长

笠原、吉久

乙 滋賀県女性等を犯罪等から守るネットワーク

滋賀県総合政策部長

北川正雄

滋賀県警察本部生活安全部長 警視正

鴻毛昭男